

平成29年の特殊詐欺認知・検挙状況等について

(※ 29年の値は暫定値)

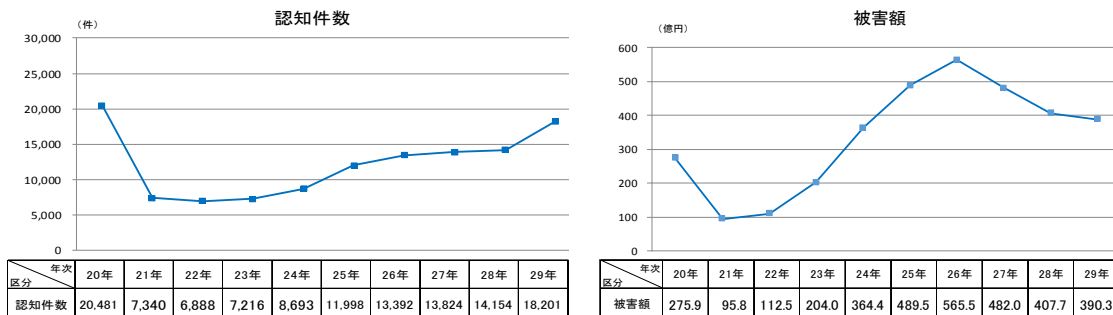
1 特殊詐欺の認知状況

(1) 情勢全般

- 認知件数は18,201件（前年比+4,047件、+28.6%）で、前年から増加。被害額は390.3億円（-17.4億円、-4.3%）と3年連続で減少したものの、依然として高水準。
- 既遂1件当たりの被害額は、226.7万円（-80.9万円、-26.3%）。
- 5県（※1）において被害額が5割以上減少した一方で、東京、埼玉、千葉、神奈川、兵庫、福岡など一部の大都市圏を中心に、16都道府県（※2）において、認知件数・被害額がいずれも増加。

※1 青森、山梨、愛知、香川、宮崎

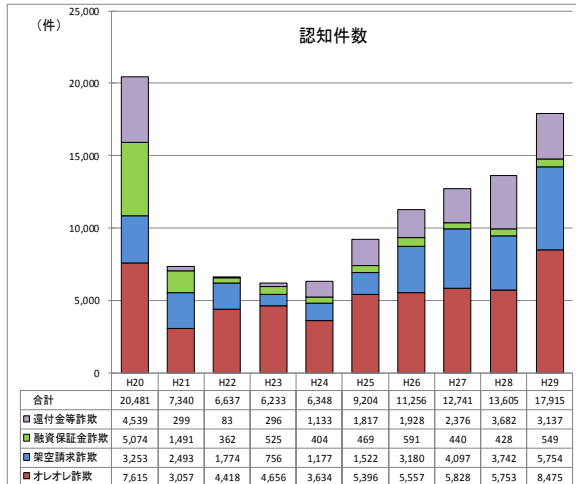
※2 北海道、東京、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、滋賀、京都、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、福岡、長崎、大分



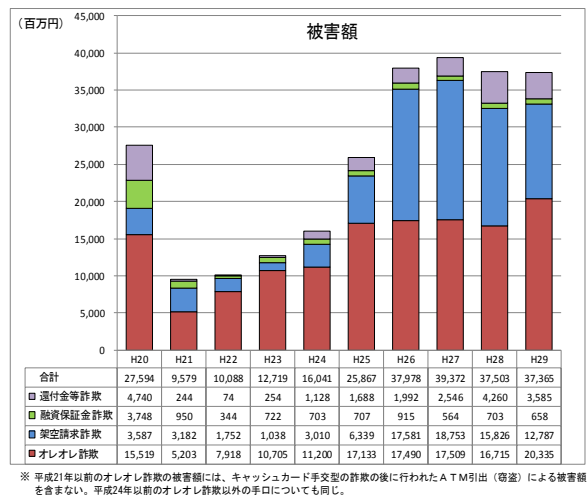
(2) 手口別の認知状況

- オレオレ詐欺が、認知件数8,475件（+2,722件、+47.3%）、被害額203.4億円（+36.2億円、+21.7%）、架空請求詐欺が、認知件数5,754件（+2,012件、+35.8%）、被害額127.9億円（-30.4億円、-19.2%）、還付金等詐欺が、認知件数3,137件（-545件、-14.8%）、被害額35.9億円（-6.7億円、-15.8%）であり、これら3手口で認知件数全体の約95%を占める。
- オレオレ詐欺と架空請求詐欺は、認知件数が大幅に増加。
- 還付金等詐欺は、関係事業者と連携した取組を推進した結果、認知件数・被害額ともに減少に転じた。

振り込め詐欺手口別認知推移



振り込め詐欺手口別被害額推移



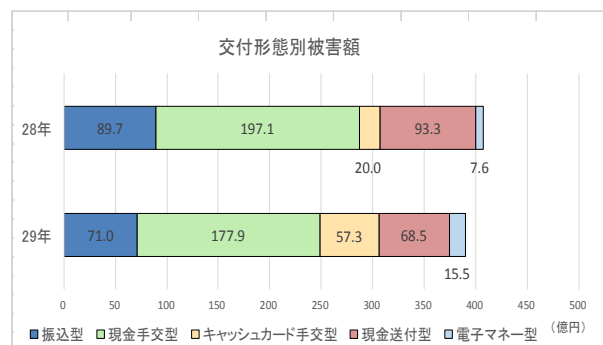
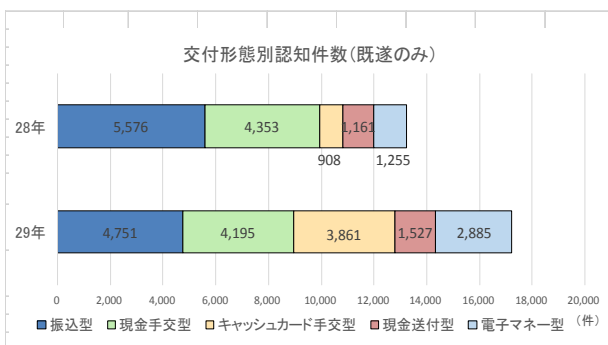
※平成21年以前のオレオレ詐欺の被害額には、キャッシュカード手交型の詐欺の後に行われたATM引出（専送）による被害額を含まない。平成24年以前のオレオレ詐欺以外の手口についても同じ。

(3) 被害金交付形態別の認知状況

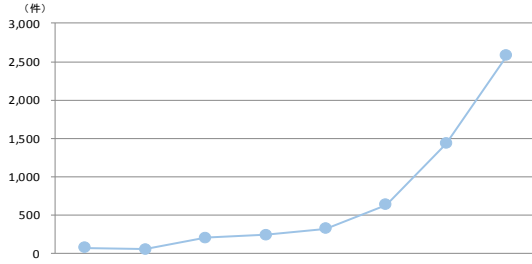
○ キャッシュカード手交型（4,004件（+3,053件、+321.0%）、57.3億円（+37.2億円、+185.9%）、電子マネー型（2,914件（+1,650件、+130.5%）、15.5億円（+7.9億円、+104.1%））は大幅に増加。収納代行利用型（924件、8.3億円）（※3）は下半期に急増。被害額の比較的小さい犯行が多数回行われる傾向が継続。

※3 収納代行利用型：収納代行とは、通信販売等の代金や公共料金の支払いについて、利用者が本来支払うべき相手に直接支払うのではなく、コンビニエンスストア等において支払うことにより、当該コンビニエンスストア等から通知を受けた業者（収納代行会社）が、以後の決済手続を代行するものであるが、架空の有料サイト利用料金等の支払を求められた被害者が、コンビニエンスストア等で収納代行の方法での支払を要求され、代金として支払った金額をだまし取られる形態を「収納代行利用型」としている。なお、収納代行利用型は、被害金交付形態別では、原則現金送付型に計上されている。

○ 振込型（4,789件（-837件、-14.9%）、71.0億円（-18.7億円、-20.8%））が減少したのは、主に還付金等詐欺が減少したことによるもの。

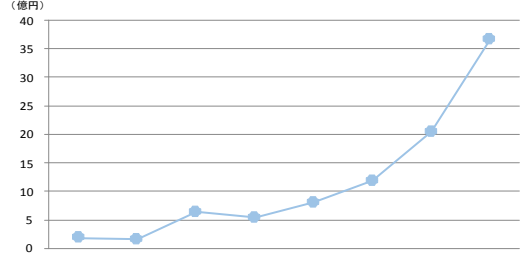


キャッシュカード手交型認知件数



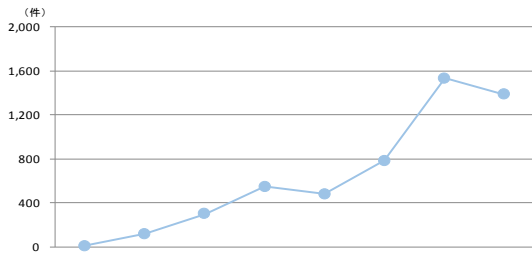
| 区分 | 年次 | 26年上半期 | 26年下半期 | 27年上半期 | 27年下半期 | 28年上半期 | 28年下半期 | 29年上半期 | 29年下半期 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知件数 | | 73 | 53 | 199 | 240 | 318 | 633 | 1,428 | 2,576 |

キャッシュカード手交型被害額



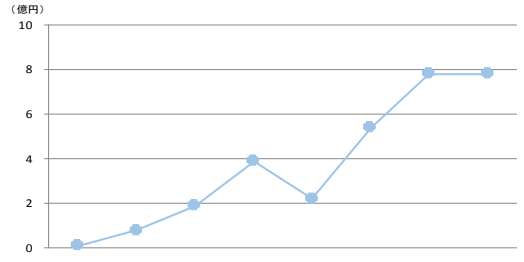
| 区分 | 年次 | 26年上半期 | 26年下半期 | 27年上半期 | 27年下半期 | 28年上半期 | 28年下半期 | 29年上半期 | 29年下半期 |
|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被害額 | | 1.9 | 1.6 | 6.5 | 5.5 | 8.1 | 11.9 | 20.5 | 36.7 |

電子マネー型認知件数



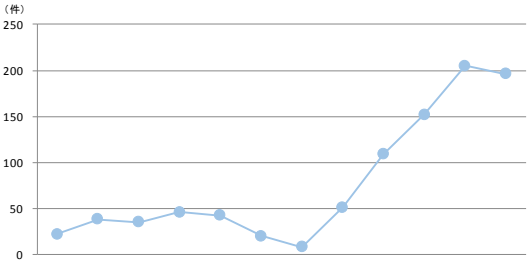
| 区分 | 年次 | 26年上半期 | 26年下半期 | 27年上半期 | 27年下半期 | 28年上半期 | 28年下半期 | 29年上半期 | 29年下半期 |
|------|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知件数 | | 11 | 121 | 301 | 547 | 481 | 783 | 1,530 | 1,384 |

電子マネー型被害額



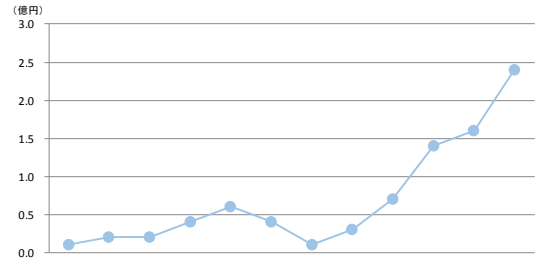
| 区分 | 年次 | 26年上半期 | 26年下半期 | 27年上半期 | 27年下半期 | 28年上半期 | 28年下半期 | 29年上半期 | 29年下半期 |
|-----|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 被害額 | | 0.1 | 0.8 | 1.9 | 3.9 | 2.2 | 5.4 | 7.8 | 7.8 |

平成29年 収納代行利用型 月別認知件数



| 区分 | 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|------|---|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 認知件数 | | 22 | 38 | 35 | 46 | 42 | 20 | 8 | 51 | 109 | 152 | 205 | 196 |

平成29年 収納代行利用型 月別被害額



| 区分 | 月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|-----|---|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 被害額 | | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.4 | 0.6 | 0.4 | 0.1 | 0.3 | 0.7 | 1.4 | 1.6 | 2.4 |

(4) 高齢者の被害状況

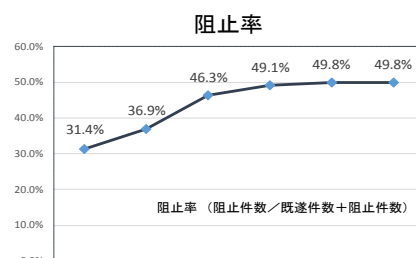
- 特殊詐欺全体での高齢者（65歳以上）の被害の認知件数は、13,163件（+2,102件、+19.0%）。特殊詐欺全体の高齢者被害の認知件数が占める割合（高齢者率）は72.3%（-5.8P）。
- 手口別では、オレオレ詐欺（96.1%）、還付金等詐欺（93.8%）で、高齢者被害の認知件数が占める割合（高齢者率）が9割以上に上る。
- 架空請求詐欺、融資保証金詐欺は、高齢者以外の年齢層にも被害が見られる。架空請求詐欺の認知件数の増加に伴い、特殊詐欺全体の高齢者率は前年から減少したものの、高齢者の被害防止が引き続き課題。

2 平成29年における特殊詐欺対策の取組

(1) 高齢者の被害防止等に向けた対策

○ 金融機関等と連携した声掛けにより、認知件数とほぼ同数の被害を阻止しており、阻止率は約5割（49.8%）。高齢者の高額払戻しに際しての警察への通報につき、金融機関との連携を強化。

○ 還付金等詐欺対策として、金融機関と連携し、一定年数以上にわたってATMでの振込実績のない高齢者のATM振込限度額をゼロ円（又は極めて少額）とし、窓口で誘導して声掛け等を行う取組を推進し（47都道府県・378金融機関（地方銀行の74.3%、信用金庫の95.8%）で実施）、これにより29年中に105件を阻止（累計では114件）。全国規模の金融機関等においても取組を開始。



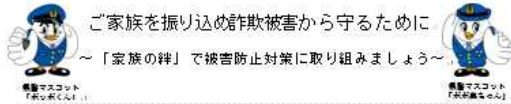
| 区分 | 年次 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 |
|------------|----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認知件数(既遂) | | 8,132 | 11,161 | 12,444 | 12,769 | 13,253 | 17,219 |
| 阻止件数 | | 3,721 | 6,540 | 10,731 | 12,332 | 13,139 | 17,106 |
| 阻止率(認知+阻止) | | 31.4% | 36.9% | 46.3% | 49.1% | 49.8% | 49.8% |
| 阻止額(億円) | | 95.1 | 193.4 | 296.5 | 267.0 | 188.6 | 182.5 |

○ 高齢者を取り巻く家族への働き掛けを強化し、高齢者被害防止の機運の醸成を図る取組を実施。



高校生CMコンテスト（広島県警察） グランプリ作品（15秒CM） グランプリ作品（30秒CM）

（県内の高校生から特殊詐欺被害防止のCMを募集し、高校生制作のCMのうち、コンテストの入賞作品を広報啓発に活用するもの。）



ご家族を振り込め詐欺被害から守るために

～「家族の絆」で被害防止対策に取り組みましょう～

埼玉県内では、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害が多発しています。被害者の多くは高齢者であり、また、ほとんどの被害者が「振り込め詐欺は知っていた」にもかかわらず、犯人からの電話を介した巧妙な話術にだまされてしまっています。その主な手口は次のとおりです。

オレオレ詐欺

- 息子や孫などの親族になりすまし、「小切手の入った鞆を置き忘れた」「株に手を出して失敗した」などと電話をかけ、今すぐお金が必要だという話を切り出して現金を要求する。
- 警察官や金融機関の職員などになりすまし、「あなたの口座が犯罪に使用されている」などと電話をかけ、口座の現金を保護するなどの名目で現金やキャッシュカードを要求する。

還付金等詐欺

- 役所や税務署、金融機関の職員などになりすまし、「医療費の払い戻しがある」「近くのコンビニのATMで手続きができる」などと電話をかけ、還付金受取りの操作手続きを装って送金させる。

架空請求詐欺

- 「有料サイトの未納料金がある」「裁判を取り下げるには示談金が必要だ」などと架空の事実の文書やメールを送り付けるなどして、現金や電子マネーのID番号を要求する。
- 「介護施設に優先的に入れる権利がある。権利を譲ってください」などと電話をかけ、その後、「名義貸しは犯罪だ」などとして、弁護士費用などの名目で現金を要求する。

他にも様々な手口がありますが、ご家族やご親族の方々へ被害にあわないようにするため、これらの手口や対処方法を知っていただくとともに、ご家族を被害から守る対策（次頁以降参照）を積極的に講じていただくことが重要です。「家族の絆」で振り込め詐欺の被害防止対策に取り組みましょう。

◆ 電話番号通知サービスの活用 ◆

電話機に発信元の電話番号を表示する機能があり、電話通話事業者の電話番号通知サービスに加入していれば、電話がかかってきても、応答する前に番号非通知の電話や知らない電話番号からの電話であることが確認できるので、こうした電話には出ないようにすることができます。

電話番号通知サービスは、月額料金の支払いが伴いますが、対応する電話機が必要になります。迷惑なセールスや悪質商法被害の防止にも効果があります。

また、留守番電話の設定も併せて行っておけば、振り込め詐欺被害の防止に大変役立ちます。

◆ 自動通話録音装置等の活用 ◆

ご家族の中に「留守番電話機能は付いていないけど、使い慣れた電話機を取り替えたくない」という方がいらっしゃるかもしれません。このような場合は、自動通話録音装置等を設置する方法があります。

自動通話録音装置等は、電話機に後から取り付けて、迷惑電話を撃退する機器で、市販されています。電話がかかってきた場合、相手に対し「この電話の通話内容は防犯のために録音されます」などの警告メッセージを自動的に流し、通話内容を録音できる機能が付いているものです。

犯人は録音を嫌いますので、自動通話録音装置等の設置も有効な対策です。

ご家族を振り込め詐欺被害から守るためには、電話機対策が重要です。

留守番電話機能や電話番号表示機能が付いた電話機は、1万円前後で販売されています。

また、自動通話録音装置等のほか、最近では、警察や自治体などから提供される振り込め詐欺などの迷惑電話番号を自動的に判別し、着信拒否する機能が付いた機器も販売されています。

こうした機器やサービスには費用がかかりますが、数百万円の被害を未然に防止できる可能性があるものです。ご家族が留守番電話機能の付いていない電話機を使用されているようでしたら、購入して設定もしてあげるなど、電話機対策に積極的に取り組みましょう。

埼玉県内の振り込め詐欺被害を1件でも少なくするためにも、ご理解、ご協力をお願いします。

埼玉県警察

企業向けの研修用資料（埼玉県警察）

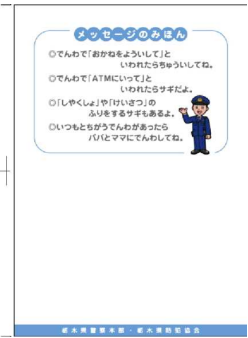
（県内の経済団体と協定を締結し、各団体の会員企業の事業所に対して情報提供を行い、働く世代を通じて、高齢者への働き掛けを行うもの。）



実家を守ろうキャンペーン（大阪府警察）



帰省キャンペーン（栃木県警察）



（盆休みの帰省機会にチラシを配布し、子供や孫世代から、祖父母に対して被害防止の声掛けを行うよう呼び掛けるもの。）

- 特殊詐欺等の捜査過程で押収した高齢者の名簿を活用し、注意喚起を実施（25都府県でコールセンターによる注意喚起を実施）。高齢者に加え、予兆電話多発地域の金融機関等にも注意喚起を実施。
- 自動通話録音機につき、自治体等と連携した無償貸与等の普及活動を推進（29年12月末現在、44都道府県で約8万台を確保）。全国防犯協会連合会と連携し、迷惑電話防止機能を有する機器の推奨を行う事業を開始。



敬老の日キャンペーン（長崎県警察）

（自動通話録音機等を実演・展示し、敬老の日に、高齢の家族へプレゼントしようと呼び掛けるもの。）

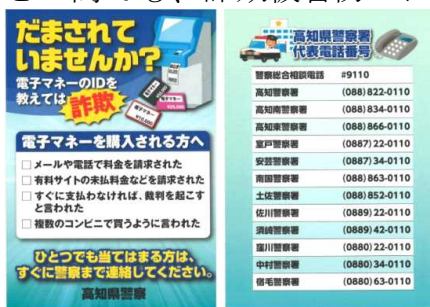
(2) 多発する手口への対策

- キャッシュカード手交型への対策として、警察官や銀行職員等を名乗りキャッシュカードをだまし取る手口の広報、キャンペーン等による被害防止活動を推進。



チラシ（埼玉県警察）

- 電子マネー型への対策として、コンビニエンスストアと連携し、声掛け用シート等を活用した電子マネー購入者への声掛けを推進。電子マネー購入時にチラシ等の啓発物品を配布し、注意喚起を実施。関係省庁や電子マネー発行会社との間でも、詐欺被害防止に向けた協議を継続。



チェックシート（高知県警察）



チラシ（愛媛県警察）



ポスター（警察庁）

- 収納代行利用型への対策として、コンビニエンスストアや収納代行会社と連携し、利用者への声掛け、クリアファイル等の啓発物品の配布、端末機の画面に注意喚起を表記するなどの被害防止対策を推進。



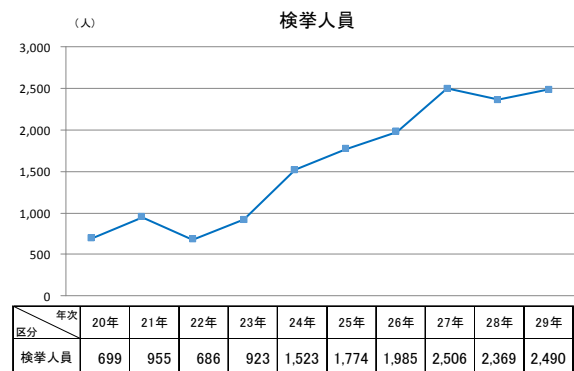
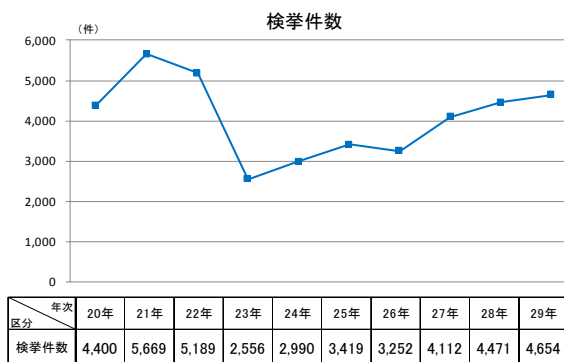
クリアファイル（徳島県警察）

(3) 犯行グループの壊滅に向けた検挙対策

ア 取締りの推進

- 架け子を一網打尽にする犯行拠点の摘発を推進し、過去最多の箇所数を摘発（68箇所（+11箇所））。
- だまされた振り作戦による受け子等の検挙を推進し、前年を上回る人員を検挙（912人（+16人））。
- これらの取組を推進したところ、検挙件数は4,654件（+183件、+4.1%）、検挙人員は2,490人（+121人、+5.1%）となり、増加。
- だまされた振り作戦の検挙人員のうち、受け子、受け子の見張り役といった現金又はキャッシュカード手交型に係る検挙人員は823人（+81人、+10.9%）となり、増加。
- 特殊詐欺は組織犯罪であり、暴力団の一定の関与も認められる（検挙被疑者に占める暴力団構成員等（※4）の割合：約24.7%）。

※4 暴力団構成員及び準構成員その他の周辺者



【犯行拠点の内訳】

| 東京 | 埼玉 | 千葉 | 神奈川 | 大阪 | 群馬 | 山梨 | 兵庫 |
|----|----|----|-----|----|----|----|----|
| 45 | 6 | 6 | 5 | 3 | 1 | 1 | 1 |

| 賃貸マンション | 賃貸オフィス | 車両内 | 貸別荘 | ホテル | 一般住宅 |
|---------|--------|-----|-----|-----|------|
| 45 | 16 | 3 | 2 | 1 | 1 |

イ 犯行ツール対策の推進

- 犯行に利用された電話に対して、繰り返し架電して警告メッセージを流し、電話を事実上使用できなくする「警告電話事業」を29年5月に開始（29年12月末現在で対象となった3,998番号のうち、効果があったのは3,237番号（81.0%））（※5）。

※5 本事業では、20日間連続して架電し、警告メッセージを流すこととしており、この20日間に再度犯行に使用されなければ事業効果がありとみなしている。

- 犯行に利用された携帯電話に関して、利用が拡大するMVNO（仮想移動体通信事業者）の携帯電話についても役務提供拒否に関する情報提供を推進（9,314件の情報提供を実施）。

- 預貯金口座や携帯電話の不正な売買等、特殊詐欺を助長する犯罪の検挙を推進し、4,355件(+271件)、3,269人(+364人)を検挙。検挙人員は過去最多。
- 預貯金口座を安易に譲渡しないよう注意喚起するポスターを作成し、広報啓発活動を推進。



ポスター（警察庁）

3 今後の取組

(1) 官民一体となった効果的な被害防止対策の推進

高齢者の被害や多発する手口の被害を防止するため、官民一体となった被害防止対策を推進。

ア 防犯指導・広報啓発の推進

- 高齢者やその家族に対するより直接的・個別的な被害防止の働き掛け
- 電子マネー型等の被害者防止を図るため、電子メール・SNS等を活用した防犯指導・広報啓発
- 留守番電話機能の活用や迷惑電話防止機能を有する機器の普及促進
- コールセンター事業の充実、押収名簿を活用した防犯指導・注意喚起

イ 事業者ごとの水際対策の推進

- 金融機関
高齢者のATM利用制限及び高額な払戻しに係る全件通報の取組の推進
- コンビニエンスストア
電子マネー購入希望者、収納代行利用者等への声掛け等の注意喚起の推進
- その他の事業者
電子マネー発行会社や収納代行会社等と連携した犯行手口等の注意喚起や被害回復の推進

(2) 犯行グループの壊滅に向けた更なる取組

架け子及び受け子等の検挙を推進するとともに、中枢被疑者の検挙を指向。

- 拠点摘発による架け子の検挙
引き続き、全国警察を挙げて摘発を強化。
- 受け子及びキャッシュカード手交型における出し子の現場検挙
だまされた振り作戦による現場設定型の検挙の推進と被害発生後の追跡捜査の徹底。
- 組織犯罪対策部門との連携等による実態解明や突き上げ捜査に基づく中枢被疑者の検挙
 - ・ 組織犯罪対策部門を始めとする各部門の連携により、犯行拠点や犯行グループに関する情報収集を推進。
 - ・ 架け子及び受け子等の検挙からの突き上げ捜査の徹底。

○ 犯行への新規参入を阻止するための取組の強化

ポスター等を活用した広報啓発に加え、少年が受け子等として特殊詐欺に加担している現状等についての関係機関等と連携した情報発信や、非行防止教室等の開催等、少年の規範意識向上を図る。

(3) 犯行に利用される電話の無力化に向けた更なる取組

関係省庁・事業者と連携し、犯行利用電話の実態に応じた無力化対策を、引き続き推進。

○ 犯行利用電話の無力化

レンタル携帯電話やMVNOの携帯電話につき、引き続き、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者確認の求め、役務提供拒否に関する情報提供を推進するほか、犯行利用電話に対する利用停止要請の制度を活用。固定電話番号に関しても、特殊詐欺への悪用実態について関係省庁・事業者等と情報共有を図るなどして無力化を引き続き推進。

○ 警告電話事業の継続実施

犯行利用電話に対して、繰り返し警告メッセージを流す警告電話事業を、引き続き推進。